

令和8年度台湾市場及び香港市場における誘客プロモーション業務委託契約に係る
企画提案競技実施要領

1 業務名

令和8年度台湾市場及び香港市場における誘客プロモーション業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 予算額 12,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、予算額を超えてはならない。

5 日程

以下の日程で行うこととする。なお、日程については予定であり変更する可能性がある。

内 容	日 程
① 告示	令和8年5月15日（金）
② 質問受付期限	令和8年5月20日（水）
③ 質問回答期限（予定）	令和8年5月26日（火）
④ 参加申込書提出期限	令和8年6月 1日（月）
⑤ 企画提案競技参加決定通知（予定）	令和8年6月 5日（金）
⑥ 企画提案書提出期限	令和8年6月15日（月）
⑦ 書類審査（予定）	令和8年6月24日（水）
⑧ 審査結果通知	令和8年6月25日（木）
⑨ 委託契約（予定）	令和8年7月 8日（水）

6 質疑応答

本業務に関して質問がある場合には、質問票様式に質問事項を記載し、電子メールを送付して行わなければならない。

(1) 受付期間

令和8年5月15日（金）から5月20日（水）まで

(2) 受付電子メールアドレス

kan-senryaku@city.kagoshima.lg.jp

(3) 質問票様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

(4) 回答方法

回答は、令和8年5月26日（火）に本市ホームページ上に掲載する。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 参加申込手続き

(1) 受付期間

令和8年5月15日（金）から6月1日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからケまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイ及びエからケまでの書類を提出すること。ただし、告示日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者である者は、オからキまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

ア 令和8年度台湾市場及び香港市場における誘客プロモーション業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書（様式1-1又は様式1-2）

イ 会社概要（様式2）

ウ 事業実績（様式3）

エ 使用印鑑届（様式4。印鑑証明書と同じ印鑑を使用する場合は不要）

オ 暴力団排除に関する誓約書（様式5）

カ 商業登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写し可）

キ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの。原本）

ク 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（税務署発行の「納税証明書その3」（その3の3でも可）。3か月以内に発行されたもの。写し可）

ケ 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）。鹿児島市で証明書が発行されない場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあつては都税事務所）発行の市（町・村・都）税の納税証明書

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（電子メール及びファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）

(5) 企画提案競技参加申込書交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局観光戦略推進課（みなと大通り別館3階）

電話 099-216-1510

9 企画提案書の記載内容

以下の項目について、別添の仕様書を満たす内容とし、できるだけ詳細に記載するものとする。

なお、提案にあたっては、予算配分を台湾市場：香港市場＝5：5を目安とすること。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 全体業務関連<ol style="list-style-type: none">(1) 実施計画(2) 実施体制2 台湾市場向けプロモーションの実施<ol style="list-style-type: none">(1) 4市周遊モデルルートの造成(2) モデルルートに関するファムトリップの実施(3) モデルルートを活用したプロモーションの実施3 香港市場向けプロモーションの実施<ol style="list-style-type: none">(1) 4市周遊モデルルートの造成(2) モデルルートに関するファムトリップの実施(3) モデルルートを活用したプロモーションの実施4 効果検証5 見積書 |
|--|

10 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

ア 任意の様式とする。

イ 原則として、A4版縦、横書き、両面印刷（カラー可）、左綴り、表紙を含め20ページ以内とすること（表紙、目次及び見積書はページ数には含まない。）

ウ 表紙には、正本1部にのみ事業者名を記載すること。

エ 副本1部には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

② 見積書

ア 企画提案書の内容に基づき、本業務委託に係る経費を積算し、内訳を明示すること。

イ 正本1部にのみ事業者名を記載すること。

ウ 副本1部には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

(2) 提出部数

「10(1)①②」について2部（原本：正本1部、副本1部）

※電子データ：正本データ1ファイル、副本データ1ファイルも提出すること。

(3) 提出方法

原本は持参又は郵送により提出し、電子データは電子メールにて提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によること。なお、郵送の場合は提出受付期限内必着とする。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(正又は副)_(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

① 提出期限

令和8年6月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

※原本必着とし、電子データについても遅滞なく提出すること。

② 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

(4) 提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局観光戦略推進課(みなと大通り別館3階)

電話：099-216-1510

メールアドレス：kan-senryaku@city.kagoshima.lg.jp

11 受託者の選定方法

企画提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる提案を選考する審査を行う（令和8年6月24日（水）を予定）。必要に応じて電話等のヒアリングを行う場合がある。

12 審査の方法等

(1) 審査の主体

令和8年度台湾市場及び香港市場における誘客プロモーション業務委託業者選定審査会において行う。

(2) 審査の基準

「令和8年度台湾市場及び香港市場における誘客プロモーション業務委託業者選定審査会審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

ア 企画提案書等を基に審査を行う。

イ 各審査員の中で最も多く最高評価点を獲得したものを契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高評価点となった数が同数だった場合は、各審査員の合計点の最も高い者を契約候補者とする。なお、合計点も同点だった場合は、審査員の協議により選定する。

ウ 1事業者のみの参加の場合は審査員の合計点の平均が60%を超える場合に決定とする。

(4) 結果については、企画提案競技参加者に対して郵送で通知する。

13 業務の委託

(1) 4市は企画が採用となった事業者随意契約により本業務を委託する。

(2) 企画提案書を提出した事業者は、責任をもって受注することとし、業務の遂行に当たっては、4市と十分に協議して進めるものとする。

また、採用となった事業者は、企画案に関する必要な一部の変更については、応じるものとする。

14 無効となる提案

(1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの

(2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの

- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積書において「4 予算額」に示した金額を上回る提案を行ったもの
- (5) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

15 その他

- (1) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (2) 企画作成等にかかる経費については、提出業者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された資料について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (5) 選定された企画提案書の企画提案をそのまま採用とするわけではない。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 審査書類提出から契約締結までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。
- (8) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと4市が認めた場合は、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (9) 画像等の著作権や肖像権に関することは、提出業者において処理すること。
- (10) 契約履行過程で生じた制作物の著作権は4市に帰属する。